

患者さまの権利と責務に関する宣言

松下記念病院は、患者さま中心の医療を積極的に推進するため、患者さまの基本的な『権利と責務』を明確にして、患者さまが自らの医療に主体的に参加できるように以下のように宣言します

- **良質な医療を公平に受ける権利と、自分の健康情報を正確に提供する責務**
 - ・どのような病気にかかった場合でも、誰もが良質な医療を公平に受ける権利がある
 - ・個人の人格が尊重され、医療提供者と相互協力関係のもとで医療を受ける権利がある
 - ・良質な医療を実現するため、医療提供者に自身の健康に関する情報を正確に提供する責務がある
 - ・適切な医療を受けられるように、他の患者さまの治療や病院職員による医療の提供に支障を与えないように配慮する責務がある
- **十分なインフォームドコンセント(説明と同意)のもとに医療を受ける権利と、理解するまで問う責務**
 - ・自分が受ける治療や検査に関してその効果や危険性、他の治療方法の有無などについて、解りやすく納得できるまで説明を受け、自己決定する権利がある
 - ・説明を受けてもよく理解できなかつたことについては、十分理解できるまで質問する責務と、セカンドオピニオンを聞く権利がある
- **治療法選択に当たり共同で意思決定する権利と、自分の意向を正確に提供する責務**
 - ・治療方法に複数の選択があり、生命予後や生活、QOL(生活の質)に与える影響が異なる場合、決定を下すに当たり、主体的に関わる権利がある
 - ・そのためには、自分の価値観、意向、懸念事項を正確に提供する責務がある
- **自分が受けている医療について知る権利**
 - ・自分が受けている医療(治療終了後も含む)について、説明や診療記録の開示を求める権利がある
- **個人情報保護を受けられる権利**
 - ・診療の過程で得られた個人情報の秘密が守られる権利がある
 - ・診療の過程で明らかとなった情報は、承諾なしに第三者に開示されない権利がある

2022年2月24日
松下記念病院 病院長